

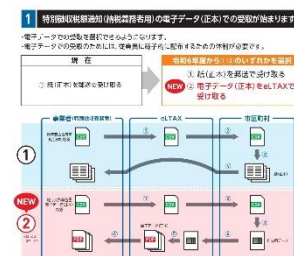
令和6年度より

# eLTAX のデータで 特別徴収税額通知が 受け取れるようになります！

令和6年度から

個人住民税の  
特別徴収税額通知の  
受取方法が変わります！

詳細は、右記 QR より  
リーフレットをご覧ください。



## いままで通り書面のみを受け取りたい事業者の皆様

- ・紙媒体・光ディスクにて給与支払報告書を送付いただいている場合は、特別なお手続きは必要ありません。
- ・eLTAX にて令和5年分の給与支払報告書を提出する際は、特別徴収税額通知の受取方法で「書面」での受け取りを選択してください。

## 特別徴収税額通知データの受け取りを希望される事業者の皆様

- ・対象の事業者は eLTAX を通じて給与支払報告書を提出した特別徴収義務者に限ります。
  - ・特別徴収税額通知の受取方法で「電子データ」での受け取りを選択し、特別徴収税額通知に関するメールを受け取るメールアドレスを「通知先 e-Mail」に設定してください。
  - ・納税義務者（個人）用についても、電子データもしくは書面データを選択することができます。電子データを選択した場合には、受給者番号の入力が必須になります。
- ※従来の副本での通知は廃止になります。

## ⚠️ 注意事項 ⚠️

### ・受け取り方法の選択は慎重に行ってください。

事業所の意図しない受け取り方法を選択した場合、税額決定通知発送後に受け取り方法を変更したい場合などは、お時間をいただく場合があります。

★その他詳細は地方税共同機構 HP をご覧ください。★

・特徴税通（納税義務者用）特設ページ  
<http://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>



地方税共同機構 エルタックス

